

2016年度 フットサル登録手続きについて

《チームへの登録手続き注意事項》

- * チームの登録責任者は、必ず JFA ID を取得して下さい。
- * 監督、コーチ、審判も、チームに登録する際には JFA ID が必要です。
指導者や審判の資格を持っていない方が監督として登録する場合も、JFA ID が必要です。
- * 選手の二重登録は認められていません。
選手は、1つのフットサルチームと、1つのサッカーチームに登録することができます。
他チームに登録している、または登録していたことがある選手を、「新規選手」として登録しないで下さい。
- * チームへ新たに登録する選手の選手登録番号が不明な場合でも、Web 登録画面上で必要事項を入力し、選手登録番号を検索することができます。2014年度以降、登録していたことがあるのに検索結果が出てこない場合は、静岡県サッカー協会でもより詳しく検索することができます。
(SFA書式有)
- * 選手番号は固定(永久)番号です。移籍をする選手には選手登録番号を本人へ伝えて下さい。
- * 「チーム登録責任者代理」の登録をお願いします。2015年度、チーム登録責任者のみ登録されていた場合で、その方が異動等で不在となったため、チーム関連の申請ができなくなってしまった、というケースがJFAに多く報告されました。不測の事態に備え、登録責任者を常に複数名体制(主担当1名+副担当1~2名)にされておきようお願いします。登録責任者と、代理の方が手続きできる申請の範囲は全く同じで、代理の方ができる申請に制限はありません。ただし、システム上、登録責任者代理の登録は必須となっておりますので、代理を登録していない状態でも、申請・承認は可能です。
- * チーム登録担当者複数名体制時の注意点:「支払選択」は、申請したご本人が行って下さい。
①登録責任者が申請手続を行った申請の「支払選択を、登録責任者代理の方が押下
②登録責任者代理の方が申請手続を行った申請の「支払選択」を登録責任者の方が押下して支払手続を進めることはできませんので、ご注意下さい。
そういったケースが発生してしまった場合は、静岡県サッカー協会までご連絡下さい。
- * 2月22日(月)から2月29日(月)は、2015/2016年度の重複期間となります。
この期間中、2016年度の継続申請を途中保存や申請をすると、2015年度の申請は一切できなくなります。よって、2015年度の大会出場が全て終わり、2015年度の申請手続をする必要がなくなってから、2016年度の申請をして下さい。
- * チーム連絡先を登録される際、マンション・アパート・ビル名や、部屋の号室を省略して入力されているケースが散見されます。JFAからの発送物は、ヤマト運輸のDM便を使つての発送となるため、これらを省略して入力されると、JFAnews等がきちんと届かない場合がありますので、省略せずに入力をお願いします。

《国籍入力》

FIFAの規則により、選手の国籍管理の徹底・新規外国籍選手リストの提出義務があり、国籍区分の記入が義務化されました。第1~3種のチームに所属の選手は、国籍区分を入力して下さい。「外国籍」を選択した場合は、続けて「国籍」を入力して下さい。また、外国籍選手として登録する場合、別途、提出していただく書類があります。

ただし、第4種チーム所属の選手は、国籍を選択しなくてもエラーにはなりません。(外国籍を選択しても、書類の提出は必要ありません。)

《登録料》

種別	チーム登録料						個人登録料(×登録人数)					JFA 機関誌購読料
	JFA	静岡県	日本F連盟	東海F連盟	静岡県F連盟	チーム登録料 合計	JFA	静岡県	日本F連盟	静岡県F連盟	個人登録料 合計	
フットサル第1種 (フリーグ/フットサル連盟)	3,000円	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	9,000円	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	5,000円	5,000円
フットサル第1種 (その他フットサル1種)	3,000円	2,000円	なし	なし	なし	5,000円	1,000円	1,000円	なし	なし	2,000円	5,000円
フットサル第2種(U-18) (フットサル連盟)	2,000円	2,000円	2,000円	なし	なし	6,000円	700円	なし	2,000円	なし	700円	5,000円
フットサル第2種(U-18) (その他フットサル2種)	2,000円	2,000円	なし	なし	なし	4,000円	700円	なし	なし	なし	700円	5,000円
フットサル第3種(U-15) (フットサル連盟)	2,000円	2,000円	2,000円	なし	なし	6,000円	500円	なし	2,000円	なし	500円	5,000円
フットサル第3種(U-15) (その他フットサル3種)	2,000円	2,000円	なし	なし	なし	4,000円	500円	なし	なし	なし	500円	5,000円
フットサル第4種(U-12) (フットサル連盟)	2,000円	2,000円	2,000円	なし	なし	6,000円	500円	なし	2,000円	なし	500円	5,000円
フットサル第4種(U-12) (その他フットサル4種)	2,000円	2,000円	なし	なし	なし	4,000円	500円	なし	なし	なし	500円	5,000円

- ※①フットサル第1種の静岡県F連盟の個人登録料について：年度内の県内移籍の場合は免除。
 ※②U-18以下の日本F連盟個人登録料について：2016年度は免除（それ以降は確定していない）
 ※③監督登録料について：2016年度は全チーム免除（それ以降は確定していない）

《電子登録証の導入》

電子選手証は、メニュー一覧の「選手写真の登録・修正」⇒「写真登録・登録証出力」から、選手顔写真のデータをアップロードすると、選手証の印刷が可能です。

JFA IDを取得し、選手情報を紐付している選手は、選手自身のマイページからも顔写真登録が可能です。

※2016年度は、フットサル監督証はありません。

●Web登録対象手続き

《追加登録申請》

『継続登録申請』・『新規登録申請』後に、新たに選手をチームに登録するには、追加登録申請の手続きが必要です。

受付開始は年度初めの手続き後になります。Webにて申請後、静岡県サッカー協会にて申請内容の確認・承認が出来次第、メールがチーム登録責任者（代理含む）・チーム連絡先担当者へ送信されますので、KICKOFFにログインし、支払の手続きを行って下さい。支払が済み、システムで入金を確認できると、電子選手証が出力できるようになります。

追加登録申請の受付は、平成29年2月28日（火）まで（支払は3月6日まで）となります。

《移籍選手追加登録申請》

JFAのフットサル選手の登録と移籍に関する規則第21条に「アマチュア選手がアマチュア選手として移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは当該移籍を承諾しなければならない」と明文化されていることから、アマチュア選手は、自由に移籍することが可能です。

そのため、手続き方法が2つになります。

- ①移籍元チームの登録抹消がすでに完了している場合
 手続きは、《追加登録申請》と同じです。

②他チームに登録中の選手を移籍させる場合

移籍先チームが『移籍選手追加登録申請』をすると、移籍元チームに『抹消依頼通知』が届きますので、『移籍選手抹消申請』をします。その後、移籍選手抹消申請の承認が完了すると、移籍選手追加申請が承認できるようになります。

この申請は、1名ずつの申請となりますのでご注意ください。また、既に抹消済の選手はこの申請は利用できません。通常の「追加登録申請」を利用して下さい。

※移籍の場合も、登録料は必要です。2015年度からは、『移籍選手追加登録申請』も登録料の収納代行システムを利用できるようになりました。

《選手抹消申請・移籍選手抹消申請》

チームから選手を抹消する手続きができます。『移籍選手抹消申請』は、移籍先チームから『抹消依頼通知』が届いた場合のみ申請できます。

《チーム情報変更申請》

年度途中のチームに関する変更をする際に行ってください。

特に、住所が変更した場合、JFAからの送付物は、ヤマト運輸のDM便にて配送されるため、郵便局に住所変更届を提出しても転送されません。速やかに「チーム情報変更申請」で住所を変更して下さい。

また、監督の交代、コーチを追加等する場合も、こちらから申請できます。ただし、監督やコーチの情報変更は、自身でやってもらう必要があります。(JFA IDを持っているため)

※JFA公認の指導者資格を持っている方で、フットサルC級以上の方は、監督・コーチ登録をすることによって、チーム指導リフレッシュポイント(4年間で20ポイント)が付与されます。

《選手情報変更申請》

年度途中に、選手の姓が変わったり、年度初めの手続きをした時の入力間違いに気づいた時などに、選手情報を修正できます。ただし、選手自身が既にJFA IDを取得し、フットサル選手としての紐づけを行っている場合は、選手自身がKICKOFFのマイページより変更をすることにより、チームの登録情報に反映されます。その場合、新しい情報の電子選手証を印刷し、古いものと差し替えるようにして下さい。申請料は不要です。

●Web登録対象外手続き

◆選手登録関連書式（JFA書式）一覧

書式名	書式変更	添付書類	申請料
書式第1号 選手登録区分申請書	○	○	○ JFA 指定口座へ
書式第3号 ユニフォーム広告掲示申請書	○	○	○ 県協会指定口座へ
書式第6号 国際移籍選手登録申請書	○	○	—
書式第7号 外国籍選手登録申請書	○	○	—
書式第8号 外国籍選手登録申請書（第76条選手）	○	○	—
書式第9号 国際移籍証明書発行申請書	○	○	○ JFA 指定口座へ
書式第12号 クラブ申請書	○	×	—

《書式第1号 選手登録区分申請書》

▼登録区分「プロ」の選手が「アマチュア」に変更する場合に必要な手続きです。

- ・申請料 : 5,000円
- ・振込先 : 申請書に記載のJFA指定口座
- ・提出書類 : 書式第1号 選手登録区分申請書 ※振込明細写しを添付
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信
①か②のいずれかの方法で提出

《書式第3号 ユニフォーム広告掲示申請書》

▼フットサル・ビーチサッカーのみの申請書です。（サッカーは別途申請書があります）

ユニフォームに広告を掲出する場合に必要です。承認されない場合もありますので、不明確なスポンサー等につきましては事前にご相談下さい。（特に2～4種の場合、業種が制限される場合があります。）また、内容についてはできる限り詳細を記入して下さい。

▼サイズの測り方は、たて×よこ＝面積（長方形）です。

▼クラブ申請しているクラブで、所属の複数チームが同じ広告を掲出する際は書式3-2を提出して下さい。

- ・申請料 : 1カ所につき、10,000円+消費税（10,800円）
- ・振込先 : 静岡県サッカー協会の登録用口座
- ・提出書類 : 書式第3号 ユニフォーム広告掲示申請書、
掲出する広告の内容（画像、写真、サンプル等）、振込明細写し
- ・提出方法 : 静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

◆ユニフォーム規程は、2015年7月16日に改正され、2016年4月1日より施行されます。

《外国籍選手》

12歳以上の選手は、日本以外の国でサッカー登録をしていた経歴があれば、国際移籍証明書が必要となります。『国際移籍証明書発行申請書』（書式第9号）を提出し（申請料10,800円）、国際移籍証明書が到着後、『国際移籍選手登録申請書』（書式第6号）の提出が必要になります。外国でサッカーの登録の経歴がない場合は、『外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）』（書式第7号）を提出して下さい。準加盟チームも、初めて日本サッカー協会に登録をする選手は、提出していただく必要があります。

未成年（18歳未満）の選手については、プロ選手を擁するチームのアカデミーに登録する際は、別途書類（親の雇用契約書などを含む）が必要となります。該当選手がいましたら、別途詳細をご説明します。

第76条に該当する選手とはチーム内に既に外国籍の選手が5名登録されている場合、特例として登録できる外国籍選手のことです。1チームに複数の当該選手は認められません。日本で生まれ、かつ、義務教育中か義務教育を終了しているか日本の高等学校または大学を卒業している事が条件になります。『外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）』（書式第8号）が必要となります。準加盟チームには、この制度の適用はありません。

▼書式第6号 国際移籍選手登録申請書

・海外から日本へ移籍する選手（日本国籍の場合も含む）を登録する際に使用

・提出書類：①書式第6号 国際移籍選手登録申請書

②前所属協会発行の国際移籍証明書の写し

③パスポートの顔写真のページの写しと、在留資格が記載されている部分の写し

④外国籍の場合＝外国人登録証明書（両面）、在留カード（両面）、住民票のうち、いずれかの写し

日本国籍の場合＝住民票の写し

⑤上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し

・提出方法：①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または

②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

▼書式第7号 外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）

・外国協会ですoccer選手として登録したことがない外国籍選手を登録する際に使用

・提出書類：①書式第7号 外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）

②外国人登録証明書（両面）、在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）、住民票のうちいずれかの写し

③上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し

・提出方法：①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または

②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

▼書式第8号 外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）

- ・外国籍扱いしない選手（JFA基本規定第76条に該当する選手）として登録する際に使用
- ・提出書類：①書式第8号 外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）
②外国人登録証明書（両面）、在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）、住民票のうちいずれかの写し
③在学/卒業証明書
④自己出生地宣誓書
⑤上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し
- ・提出方法：①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

▼書式第9号 国際移籍証明書発行申請書

- ・選手が、①日本から海外に移籍する場合に国際移籍証明書の発行をJFAに依頼する際、または、②海外から日本へ移籍する場合に外国協会から国際移籍証明書を取り寄せる際に使用
- ・申請料：①の場合、不要
②の場合、10,000円+消費税（10,800円）
- ・振込先：申請書に記載のJFA指定口座
- ・提出書類：書式第9号 国際移籍証明書発行申請書 ※振込明細写しを添付
- ・提出方法：静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《クラブ申請》

次の4つの条件を満たしているチームが、クラブとして認可を受けるための申請です。

- 条件：①同一都道府県協会に所属する登録チームで構成されていること
②同一競技のチームで構成されていること（サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない）
③異なる年代の複数のチームで構成されていること
④統一的な運営組織を持っていること

継続の場合は『クラブ申請書』（書式第12-2号）、新規の場合は、『クラブ申請書』（書式第12-1号）が必要となります。

- ・提出方法：静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《登録料振込口座》

スルガ銀行 静岡南支店 普通預金 1698794
口座名義 一般財団法人静岡県サッカー協会 チーム選手登録

※ユニフォーム広告掲示申請料、（海外遠征申請料）は、上記へ振込。

※『選手区分登録申請料（5,000円）』、『国際移籍証明書発行申請料（10,000円+消費税）』は、申請書に記載のJFA指定口座へ振込。

《静岡県サッカー協会事務局 提出先》

【住所】〒420-0031 静岡市葵区呉服町 2-1-5 ^{こふくかん} 5風来館5階

一般財団法人静岡県サッカー協会

【電話】054-266-5280 【FAX】054-266-5281

【メールアドレス】soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp (登録関係専用)

《JFA登録サービスデスク》

- ・KICKOFF の操作について分からない
- ・JFA ID の資格紐づけ用のパスワードが分からない
- ・登録料の支払い期日が過ぎて、支払ができなくなった 等の対応をしてくれます。

【電話】050-2018-1990 月～金 10:00～20:00 ※祝日は除く
土 10:00～17:00

【メールアドレス】jentry_servicedesk@jfa.or.jp